

条件付一般競争入札公告

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

本件は、一般競争入札参加資格確認申請書及び技術資料の提出及び入札を京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行うものとする。

なお、電子入札システムによりがたい者は承認を得て例外的に紙入札方式によることができる。

令和 8 年 1 0 月 9 日

与謝野町長 佐 賀 利 裕

1 対象工事

- (1) 工事番号 8 与水改第 7 号
- (2) 工 事 名 三河内1号井改良（その 2）工事

2 工事場所

京都府与謝郡与謝野町字三河内地内

3 工事種別・概要

- (1) 工事種別
水道施設工事
- (2) 工事概要
 - ・ 取水ポンプ室 1箇所
 - ・ 取水ポンプ φ 50 1台
 - ・ ダクタイル鋳鉄管 (GX型) 布設 DCIP φ 75 L=5.8m

4 工期

契約日の翌日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

5 予定価格

¥ 1 9 , 0 2 0 , 0 0 0 . - （税抜）

6 最低制限価格

有り

7 入札参加条件

本工事の入札に参加できる者は、次の各号の条件をすべて満たし、かつ、下記 8 による当該工事に係る一般競争入札参加資格の確認を受けた者とする。

- （1）地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- （2）令和 7 ・ 8 年度与謝野町建設工事一般競争（指名競争）入札参加資格者名

簿に登載されている業者のうち、水道施設工事A級の格付けを有する与謝野町内業者であり、かつ、本工事の施工能力があること。

(3) 与謝野町工事等契約に係る指名停止等の措置要領第2条第1項の規定による指名停止をされていないこと。

(4) 契約締結時に、次のア、イの条件を満たす、この工事の現場代理人及び建設業法に基づく主任技術者を確実に配置できること。なお、現場代理人及び主任技術者に係る資格等の審査については、落札決定通知後から契約締結までの間に行うので、落札者は、確認資料を提出し審査を受けるものとする。また、契約締結前に現場代理人等通知書により通知した場合、工事請負契約書第10条における「あらかじめ、当該内容を発注者に通知している場合」に該当するものとする。

配水管等接合工事においては、現場代理人又は主任技術者（監理技術者）については、有資格者を従事させること。

ダクタイル管接合においては、(社)日本水道協会の「配水管技能者登録証」の資格区分により該当する有資格者を従事させること。(本工事において資格区分は【耐震継手】を必要とする。)

ア 現場代理人

本工事の現場代理人として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係（一般競争入札参加資格申請の日以前に3ヶ月以上の雇用関係）のある者を、工事現場に常駐で配置（他の現場との兼務及び営業所専任技術者は配置できません。）できること。

ただし、与謝野町請負工事契約書第10条第3項に定める規定及び「建設工事と技術者の配置について」による場合は、この限りではない。

イ 主任技術者

主任技術者として、「水道施設工事」に係る監理技術者資格又は主任技術者資格を有する自社と直接かつ恒常的な雇用関係（一般競争入札参加資格申請の日以前に3ヶ月以上の雇用関係）のある技術者を工事現場に配置できること。

ウ ア、イの確認資料

- ・ 自社と直接かつ恒常的な雇用関係を証明する書類として、監理技術者資格者証（表・裏）、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、住民税特別徴収税額（変更）通知書、雇用保険者証、会社の身分証明書等を提出すること。
- ・ 建設業法に基づく「水道施設工事」の技術者の資格を証明するものとして、監理技術者は、監理技術者資格者証（表・裏）の写し又は監理技術者講習（登録講習）修了書の写し（有効期限内のもの）、主任技術者は資格証明書等の写し（主任技術者となりうる国家資格等

を有する技術者）又は経歴書（実務経験による技術者の場合）を提出すること。

「配水管技能者登録証」の写しを提出すること。

- (5) 予定価格（設計金額と同額とする。）以下で入札できること。
- (6) 町税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。（納期限が到来していない場合については、完納ができる者であること。）
- (7) 一般競争入札参加資格確認申請書による申込後において、入札執行までに入札参加条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
- (8) この公告において入札に参加する者に必要な条件を満たさない者のした入札及び上記の入札参加条件に違反した入札は、無効とする。

8 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められたものは、入札に参加することができない。

(2) 申請書等の入手方法等

ア 原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

イ 入札情報公開システムのURL

https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/

ウ やむを得ず窓口配布を希望する場合は、(5) の受付期間開始までに、総務課へ問い合わせの上、入手すること。

(3) 申請書の提出方法

ア 電子入札システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムにより(4)の提出書類を提出すること。

イ やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加する者（以下「紙入札者」という。）は、(5)に示す受付期間内（開庁日の時間外、閉庁日を除く。）に(4)の提出書類を持参すること。

(4) 申請書の提出（提出書類）

申請に必要な書類は次のとおりとする（電子入札者は電子入札システムによるものとし、紙入札者は別途指定する様式を使用すること。）。

- ・ 一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式）

(5) 申請書の受付期間等

申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和8年10月19日（月）9時00分から18時00分まで

令和8年10月20日（火）9時00分から12時00分まで

イ 申請書の提出方法： 電子入札システムによる。

ウ 持参又は郵送する場合の提出場所：

〒 6 2 9 - 2 2 9 2

京都府与謝郡与謝野町字岩滝 1 7 9 8 番地 1

与謝野町役場総務課

(6) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格の確認は、申請書の提出期限（受付期限）をもって行うものとし、その結果は令和 8 年 1 0 月 2 1 日（水）に電子入札システムにより通知する（紙入札者への一般競争入札参加資格確認通知書の交付は、総務課で行う。）。

(7) 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、当該通知の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に書面により、町長に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

イ アの書面は総務課に提出(持参)するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

ウ 説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日以内に書面により回答する。

(8) その他

ア 資料の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された資料は、当町において無断で使用することはできないものとする。

ウ 提出された資料は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

オ 資格確認の有効期間は、確認の日から当該工事の履行後 3 か月を経過する日（落札者以外の者については、本工事に係る契約が締結される日まで）とする。

9 設計図書の閲覧等

(1) 設計図書は、入札情報公開システムにて閲覧に供する。

ア 閲覧期間：令和 8 年 1 0 月 9 日（金）9 時 0 0 分以降

イ 入札情報公開システムの URL

https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/

(2) 設計図書の入手方法

ア 原則として、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

イ やむを得ず窓口配布を希望する場合は、8.（5）の受付期間開始まで

に、総務課へ問い合わせの上、入手すること。なお、窓口配布により設計図書の配布を希望する場合、当該入札参加条件を満たす者に限って後日有償で配布する。

- (3) 設計図書等に対する質疑がある場合は、次のとおり書面により提出することとし、書面は下記へFAXにより提出すること。

ア 受付期間：令和8年10月26日（月）12時00分まで

イ 質問宛先：総務課

ウ FAX番号：0772-46-2851

- (4) (3) の質疑に対する応答書は、入札情報公開システムに掲載する。

回答日：令和8年10月27日（火）

10 入札期間及び開札の日時等

入札期間及び開札日時等は次のとおりとする。

ア 入札期間：

令和8年10月30日（金）9時00分から18時00分まで

令和8年11月2日（月）9時00分から12時00分まで

イ 入札方法：電子入札システムによる。

ウ 電子入札システムのURL

<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>

エ 開札日時

①設計違算に係る申立てがないとき

令和8年11月10日（火）14時30分

②設計違算に係る申立てがあるとき（ただし、申立てに対する回答を①の日時までに行った場合は、①の日時を開札日時とする。）

令和8年11月17日（火）13時00分

11 入札方法等

別表1（入札方法等（入札注意事項））による。

12 金入設計書の閲覧及び設計違算に係る申立て

- (1) 当該入札の応札者に限り、入札書提出締切後から開札までの間に、金入設計書の閲覧を行うことができる。閲覧方法については、別表2（金入設計書の閲覧方法）による。

- (2) 設計内容に疑義がある場合は、当該入札の応札者に限り、入札書提出締切後から令和8年11月10日（火）12時00分までの間に、文書等により設計違算に係る申立て（電話等口頭によるものは受け付けない。）を行うことができる。ただし、次に該当するものについては、申立てとしては取り扱わないものとする。

ア 応札者以外の者から提出されたもの

イ 疑義が特定できないもの

- ウ 公表された設計図書等で内容が確認できるもの
- エ 設計図書等に対する質疑期間中に確認すべきもの
- オ その他当該入札に直接関係のないもの

(3) (2) の申立てにより設計図書等の再確認を行った結果については、申立てを行った者に対し、速やかに文書により回答する。なお、「10 入札期間及び開札の日時等 エ 開札日時」に定める「設計違算に係る申立てがあるとき」の開札日時までに、回答が行えない場合は、開札を延長することがある。

13 入札保証金

免除

14 落札者の決定方法

予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。なお、2人以上が同一落札金額で入札した場合は、くじにより落札者を決定する。

15 落札の取消

- (1) 無効の入札を行ったものを落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。
- (2) 落札者（共同企業体においては、その構成員のいずれか）が落札決定から契約締結予定日までの期間に、入札参加条件を満たさなくなったときは当該落札決定を取り消すものとする。

16 契約締結予定日

- (1) 設計違算に係る申立てがないとき
令和8年11月17日（火）
- (2) 設計違算に係る申立てがあるとき（ただし、「10 入札期間及び開札の日時等 エ 開札日時」①の日時までに申立てに対する回答を行った場合は、
(1) を契約締結予定日とする。）
令和8年11月24日（火）

17 違約金

落札人が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

18 契約書

落札者は、落札決定通知を受けた日から7日以内に契約書を作成しなければならない。

19 契約保証金

- (1) 契約金額300万円未満は免除。
- (2) 契約金額300万円以上については契約金額の100分の10の契約保証金を契約の締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他町長

が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

20 支払条件

（１）前金払

請負代金額（債務負担行為の場合は当該年度の出来高予定額）の4割以内の金額を前払金として支払う。（ただし、契約金額300万円未満の場合は無し）

（２）中間前払

「与謝野町公共工事の中間前金払に関する取扱要領」により、請負代金額（債務負担行為の場合当該年度の出来高予定額）の2割以内の金額を中間前払金として支払う。

（３）部分払

請負代金額が、1,000万円以上の工事については1回、3,000万円をこえる工事については2回、2億円を超える工事については3回まで部分払いができる。

（４）中間前払いと部分払の選択

「与謝野町公共工事の中間前金払に関する取扱要領」に定めるところによる。

21 設計違算が生じた場合の取扱い

与謝野町設計違算に関する事務取扱要領に基づき対応する。

22 議会の議決を要する契約

（１）与謝野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年与謝野町条例第53号）の規定により、予定価格5,000万円以上の工事に関する契約については、与謝野町議会の議決を得るまでは仮契約とし、当該議決を得たときに本契約として成立するものとする。

（２）議会の議決に付すべき契約において、「19契約保証金（２）」の規定については、「契約締結と同時に」を「本契約成立までに」に読み替えて適用するものとする。

（３）仮契約の当事者が、入札日の翌日から与謝野町議会の議決を得る日までに指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該仮契約を解除することがある。なお、仮契約を解除した場合においては、本町は一切の責を負わないものとする。

23 その他

（１）入札参加者は、本公告文、設計図書等を熟読し、「与謝野町財務規則」、与

謝野町ホームページに掲載されている「与謝野町電子入札試行運用基準」、
「入札心得」、「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。

- (2) 入札において、事故が起きたときや不正な行為が認められたときには、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (3) 落札者となった場合で、指定する期日までに配置技術者の資格資料を提出しない場合、確認資料により入札参加資格確認申請等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、又は工事契約時に配置技術者を配置できなかった場合は、与謝野町の指名停止措置を行うことがある。また、落札決定後に判明した場合は、指名停止措置に加え、落札決定を取り消し、違約金を徴収することがある。
- (4) 「建設工事と技術者の配置について」第1の4の(4)現場代理人が複数の工事現場を兼務することを認める場合を適用し、他の工事現場と重複する現場代理人を配置する場合は、契約締結までに、既に請け負っている工事の発注者（担当部署）に、与謝野町が発注する工事において、現場代理人を重複して配置する承諾を得た上で、現場代理人兼務届を提出し確認を受けなければならない。

(5) 本工事は、特記仕様書記載のとおり週休2日に取り組む工事である。

24 問い合わせ先

〒629-2292 京都府与謝郡与謝野町字岩滝1798番地1

与謝野町役場総務課 財産活用・契約室

TEL 0772-43-9010（直通）

FAX 0772-46-2851

URL <https://www.town.yosano.lg.jp/>

別表 1（入札方法等（入札注意事項））

（１）提出方法

ア 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書及び工事費内訳書を提出すること。

なお、工事費内訳書の容量が総量で２メガバイトを超える場合は、総務課に持参又は郵送（入札期限までに必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）をするとともに、入札書に工事費内訳書を別送する旨の表示、別送する書類の目録、別送する書類のページ数及び発送年月日（郵便の場合に限る。）を記載したファイルを添付すること。

イ 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（午後５時以降は除く。）に総務課へ入札書及び工事費内訳書を提出（必着）すること。

入札書と工事費内訳書は別々の封筒に入れ、封印等の処理をし、表封筒に入れ封印すること。

各封筒には次の事項を記載すること。

- ・ 開札日
- ・ 工事名
- ・ 商号（名称）
- ・ 入札書もしくは工事費内訳書が在中している旨

表封筒の宛名は「与謝野町役場総務課宛」とすること。

ウ 提出された入札書の書き換え、引き換え及び撤回はできない。

エ 電報による入札は認めない。

（２）入札書の記載金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税額に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の消費税額控除後に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する金額は千円止めとする。千円未満まで記入した入札書も有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

※電子入札システム上の予定価格は税込で表示されているので、入札金額については十分留意の上記載すること。

(3) 入札回数

1 回

(4) 工事費内訳書

- ア 入札書の提出に併せ、工事費内訳書を提出すること。
- イ 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は設計図書に参考資料として添付されている「提出用設計書」の項目に一致させること。
なお、合計金額（消費税込み）は、予定価格以下で作成すること。また、工事費内訳書の表紙には、工事番号、工事名及び商号（名称）のみを記載すること。（※押印省略可）
- ウ 入札書に記載する金額は、工事費内訳書の工事価格（消費税相当額を除く合計金額）に一致させること。
- エ 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(5) 入札の無効

- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格がなく入札したとき。
 - イ 同一人にして、同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のICカードを使用しての入札を含む。）をしたとき。
 - ウ 入札に関し、不正な利益を得るために連合その他不正行為をしたとき。
 - エ 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱、若しくは不明な入札書、又は金額を訂正した入札書で入札したとき。
 - オ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱したとき。
 - カ 委任状を持参しないで代理人による入札をしたとき。
 - キ 内訳書に不備があると認められるとき。（「内訳書の不備」とは、内訳書の提出がない場合のほか、項目が不足している場合、項目が合致しない場合、項目に適正な価格が入力されていない場合、入札書記載金額と工事費内訳書の工事価格（消費税相当額を除く合計金額）が一致しない場合、内訳書の合計金額（消費税を含む）が予定価格と最低制限価格の範囲にない場合とする。）
 - ク 代表者が変更されているにもかかわらず、変更前の名義人のICカードを使用する等のほか、ICカードの不正使用等による者の行った入札

- ケ 電子署名及び電子証明書のない入札
- コ 入札書提出締切日時までに到達していない入札
- サ その他入札条件に違反したとき。

(6) 失格

次のいずれかに該当する者は失格とする。

- ア 予定価格（消費税相当額を除く）を超える価格で入札した者
- イ 最低制限価格（消費税相当額を除く）未満の価格で入札した者

(7) 入札の保留

入札の結果、落札率が高い場合又は低い場合は入札を保留し京都府に準じた内訳書の提出を求める場合がある。

(8) 入札の中止等

入札参加者がいない場合、入札を中止する。

(9) 入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、入札書提出締切日時に至るまでは、入札を辞退することができる。この場合、電子入札システムにより辞退届を提出しなければならない。（紙入札者及び電子入札システムによる入札辞退届の提出ができない場合は、入札辞退届を総務課へ直接持参又は入札事務関係職員が指示する方法により提出すること。）

また、入札辞退の届出をしないで、入札書提出締切日時までに到着しない場合は当該入札を棄権したものとみなす。

(10) くじ引き

開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムにおけるくじ機能を用い、入札書に記入されたくじ入力番号により決まるくじ番号によりくじを実施し、落札者を決定するものとする。

なお、同価格の入札をした者に紙入札者が含まれる場合は、入札事務関係職員が入札書に記載されているくじ入力番号を電子入札システムに登録しくじを実施する。（ただし、くじ入力番号の全部又は一部の誤脱又は不明のみである場合は、001として電子入札システムに入力する。）

別表 2（金入設計書の閲覧方法）

本公告「12 金入設計書の閲覧及び設計違算に係る申立て」に示す入札書提出締切後から開札までの間に行える金入設計書の閲覧（※1）は、入札情報公開システムで行うこととし、その閲覧方法は次のとおりとする。

ア 入札情報公開システムのURL

https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/

イ 閲覧方法

入札書提出締切後、応札者は、発注者が付与するパスワードを当該入札情報公開ページに掲載されている金入設計書（※2）に入力し閲覧を行う。

※1 設計違算により入札を中止した場合は、その中止をもって金入設計書の閲覧を終了します。

※2 金入設計書の閲覧は、WEB上での閲覧のみであり、印刷、保存等が行えないよう制限を行っています。